

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成22年2月1日
山形中央信用組合

当組合は、地域の皆様の最も身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めるために金融円滑化推進の方針を下記のとおり策定いたしました。

I. 中小企業者の貸付条件の変更等について

当組合は中小企業者のお客様が、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響によりご返済が困難となった場合や困難となる恐れがある場合には、当組合の取引店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 住宅ローンご利用のお客様の貸付条件の変更等について

当組合は勤務先等の事情により返済が困難となった場合や困難となる恐れがある場合には、当組合の取引店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸付条件の変更等に対する対応状況を把握等するための態勢について

- (1) 当組合は、貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 融資部において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握し、お取引店と情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関等と相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの

取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

VI. 貸付条件の変更等の実施状況公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
融資部：米野、川越
T E L：0238-84-2289
苦情・相談に関する受付
事務部：高橋
T E L：0238-84-2182